

| 番号 | 9 | | 事業名 | 治山 | | 市町村名 | 諏訪市 | | 路河川名 | 箇所名(ふりがな) | 西山(にしやま) | | |
|--|--|---|------------|------|------------------------|----------|-----|---------|--------|--|---|--|----|
| 事業計画時の課題・背景及び事業経緯 | 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化(A:環境がよくなった B:大きな影響なし C:影響が大きい) 評価 | | | | | | | | | | | | |
| | ②事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化 ○溪間工の整備により不安定土砂が固定され溪流が安定化したことにより、下流への土石流発生が抑止され、保全対象の安全を確保することができた。 ○山腹崩壊地に山腹工を施工したことで緑化が進み自然環境の改善につながった。 | | | | | | | | | | | | |
| 事業目的 | ○平成18年7月豪雨災害及び平成21年8月豪雨災害により発生した荒廃溪流、山腹崩壊の復旧により保安林機能を回復し、下流保全対象の安全の確保、安心できるくらしの実現を目的とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | 当初工期 | H19~H24 | 費用対効果(当初時) | 5.90 | 事業費(千円) | 財源内訳(千円) | | | | | | ③施設の維持管理状況 施設の維持管理状況(A:地域の人たちの参加あり B:適切 C:やや不十分 D:不適切) 評価 | |
| | 最終工期 | H19~H27 | 費用対効果(評価時) | 8.53 | 上段:当初/下段:最終()は国補事業分内数 | 国庫 | その他 | 県債 | 一般財源 | ○当該事業で施工した施設は、長野県が適切に管理を行っている。 ○神宮寺地区においては地域住民による自発的な維持管理活動が行われている。 | | | |
| | 当初計画内容(主な工種) | 谷止工10個、山腹工0.70ha、森林整備33.7ha | | | 155,800 | 77,900 | | 62,000 | 15,900 | | 地域住民等の評価(A:評価が高い B:中程度の評価 C:評価が低い) 評価 | | |
| | 最終事業実績(主な工種) | 谷止工 14個、床固工 4個、山腹工0.34ha、森林整備135.6ha | | | 409,300 | 204,650 | | 163,000 | 41,650 | | | | |
| 事業期間の延長、短縮理由と分析 | ○当初事業計画ではH19~H24で完了する予定だったが、平成21年8月に再度、諏訪市西山を中心とした豪雨災害により新たな溪流の荒廃や山腹崩壊が発生した。これら災害の復旧を図るため計画内容を変更したことに伴い、事業期間をH27まで延長した。 | | | | | | | | | | | | |
| 事業費(予算)の増加、縮減理由と分析 | ○平成21年8月豪雨災害により、新たに溪流の荒廃や山腹崩壊が発生したため、施工箇所を追加し全体計画を変更した。この変更により事業費が増加した。 ○全体計画の変更に伴い事業費が増加したが、事業区域内の直接的な保全対象(中央自動車道、県道、人家)も増加したため、費用対効果の数値が増加した。 | | | | | | | | | | | | |
| ①事業効果の発現状況 | 事業効果の発現状況(A:目的を超えた達成 B:達成した C:概ね達成) 評価 | | | | | | | | | | B | | |
| | 直接的効果(定量的・定性的) | ○10の沢の流域で実施した溪間工事(谷止工14基、床固工4基)により不安定土砂16,800m ³ の流出を抑止した。 ○3箇所の山腹工事により、崩壊地約0.34haが森林に復旧した。 ○災害に強い森林づくりの指針に基づき、6箇所135.6haの森林整備が進んだ。 ○上記の実施により中央自動車道、県道岡谷茅野線等の道路15,000m、人家1,750戸、公共施設19箇所などの保全を図ることができた。 なお、事業実施後、土砂災害は発生していない。 | | | | | | | | | | | |
| 間接的効果(定量的・定性的) ※事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況 | ○中央自動車道、県道岡谷茅野線などの基幹道路の保全により、地域振興及び活性化に寄与している。 ○区域全体の自然環境の維持向上に寄与している。 | | | | | | | | | | 林務部公共事業評価委員会の意見 荒廃溪流等の復旧や森林整備により土砂災害や山地災害の未然防止、防災機能の高い森林への誘導が図られており、地域住民の評価が高いなど、総合評価Aが妥当と判断する。 長野県公共事業評価委員会の意見 林務部公共事業評価委員会の意見を妥当と判断する。 | 総合評価 | A |
| | | | | | | | | | | | | 県の評価案 | 妥当 |
| | | | | | | | | | | | | 評価監視委員会意見 | 妥当 |
| | | | | | | | | | | | 評価の決定 | A | |